

EPC2000－主な改正点10

EPC2000(改正欧州特許条約、2007年12月13日に発効)には様々な修正点が含まれています。主な改正点10項目について、以下に概略を示します。

(1) 出願日認定(A.14(2);R.40)

出願日は、欧州特許を求める旨の表示、出願人等の特定、及び(言語を問わず)明細書もしくは先願の参照により付与されるようになります。少なくとも一つの条約国の指定、クレームを含むことについては、出願日付与のために要求されません。但し、出願の後に新たなクレームを提出する際に、新規事項の追加の問題を避けるためには、所望のクレームを含む完成された書類を提出することが推奨されます。

(2) 欠落部分の提出(R.56)

欠落図面のみならず、明細書の欠落部分を出願後に提出することができるようになります。但し、提出された欠落部分が従前の書類中に完全に含まれていないならば、出願日は繰り下がります。出願人は、欠落部分の提出について、所定の期間内に取り下げることができます。

(3) 優先権主張(A.87;R.53(3);R.52(1))

優先権証明書の翻訳文は、優先権主張の有効性が特許性の判断に関連するときのみ、EPO の求めに応じて提出すればよくなります。優先権の宣誓は、最先の優先日から16ヶ月以内にも行うことができ、またその期間ならば訂正することができます。

(4) 追完手続(A.121;R.135)

追完手続は、徒過した期限を回復するための法的な是正手段です。権利の全体的な喪失のみならず、部分的な喪失についても追完手続を行うことができ、法定期間と同様に、EPO による指定期間についても適用できるようになります。

(5) 権利の回復(A.122; R.136)

優先期間中の権利を回復することができるようになります。但し、この請求は、優先期間の徒過から2ヶ月以内に行わなければならない、この期限の徒過に対しては、追完手続は認められません。

(6) 追加のサーチ(Supplementary Searches)(A. 153(9); R.164)

PCT 出願が国際調査において単一性の欠如が指摘された場合、それを EPO に移行すると、移行された出願のクレーム中に記載された複数の発明のうち最初に記載されている一つの発明についてしか、追加のサーチは行われません。追加のサーチが行われなかった発明についてもサーチしてもらうためには、分割出願する以外に方法はありません。従って、単一性の欠如を指摘された PCT 出願については、EPO に移行する前に、内容を確認して、最も重要な発明がクレーム中の最初に記載されている発明であるかを確認することが推奨されますし、また国際段階で全ての発明がサーチされることが最も好ましいです。

(7) Article. 54(3)の欧州特許出願

現在の Article 54(4)は削除されました。従って、従前とは異なり、先願であって後願の出願後に公開された欧州特許出願は、同一の指定国においてのみならず、それ以外の国においても後願の新規性に関する従来技術として引用可能になります。

(8) 物の第2医薬用途に対する保護(A. 54(5))

新たに Article 54(5)が追加され、物の第2医薬用途の保護を受けられるようになります。具体的にはクレームを、「Substance X for treating disease Y」と記載することが可能になります。この新しいタイプのクレームに加えて、従前の第2医薬のUSEクレームの表現が可能か否かについては、いまのところ不明です。

(9) 新しい limitation 手続(A. 105(a)-105(c); R. 90-96)

新たに追加された Article 105(a)~105(c)によって、クレームを制限又は特許全体を無効にするための請求手続が所定の条件の下できるようになります。

(10) 審判部の決定を再審理するための申し立て

Article 112(a)により、一定の理由があれば、審判請求人であって、審判部の決定が不利になるいずれの者も、その決定の再審理について拡大審判部に申し立てを行うことができます。申し立ての理由としては、Article 113 に規定する基本的権利（意見を述べる権利）の侵害が生じたことなどが挙げられます。申し立ての請求は、理由を付した書面の提出とともに行わなければなりません。拡大審判部が、申し立てを認めた場合は、拡大審判部はその審判部の決定を退けて、審判部の手続を再開させます。

以上の内容は、**Grünecker, Kinkeldey, Stockmair & Schwanhäusser** からの改正法についてのお知らせを参考にしてまとめたものです。

また、EPC2000 の全文は以下の URL で閲覧できます。

<http://www.epo.org/patents/law/legislative-initiatives/epc2000/convention.html>

以上